

「生涯学習大阪計画」における 拠点施設構想と社会教育(施設)の再構築

大阪府本部大阪市職教育支部

はじめに

一九九二年二月に「生涯学習大阪計画」が策定されました。この計画策定に至るまでの教育支部の取組みと今後の課題について報告します。

大阪市では一九八八年以来、生涯学習振興施策が必要との市議会議論をうけて「生涯学習推進会議」が設置され、第二期西尾市政も公約として総合生涯学習施設の建設を掲げるなど、関連施策が次々と予算化される状況が生まれてきました。しかし、大都市のもつ矛盾や課題の多様化・深化に対応する文化政策が求められ、教育委員会以外の一般行政の分野でも学習・文化・スポーツ活動に関する施策が拡大している実態があります。しいて「生涯学習計画」と言わなくても、社会教育行政を中心とす

る総合的整備や連携についての長期的方針が必要な状況がつづいています。

「生涯学習」は、臨時教育審議会の審議に対応する、文部省の「生き残り策」と言われるように、中央集権的な性格が強く、戦後の社会教育行政が国家主義的・中央集権的なるものを排除する方向として、団体中心ではなく施設(公民館)中心、中央中心ではなく地域中心に展開されてきたことと趣を異にしています。その危険性については、「生涯学習」について法的な定義がなされていないことや、「リゾート法」と同じように「民活」をベースに施策の展開が図られようとしていることなど多くの議論がありました。わたしたちとしてはそうした危険性もふまえながら、市民の学習権を保障する立場から今までの大阪府では認知の難しかった施策について「生涯学習

行政」の枠の中で実現させようという姿勢で自治研活動に取り組んできました。「社会教育行政」にとっては、いわばチャンスとピンチが同時にやってきたような状況の中で、市民から求められているものに応える施策づくりを目指しています。

一、教育支部の自治研活動と「生涯学習大阪計画」

(1) 地域の社会教育施設が少ない大阪市の社会教育行政と教育支部の自治研活動

大阪市は、「公民館」をもっていません。各区の「区民センター」は市長部局所管の「コミュニティ施設」と位置付けられています。全区に設置されている社会教育施設は「地域図書館」だけで、他はほとんど全市で一館だけの対象別専門施設となっています。教育支部は一九八二年、それまでの自治研活動を集約し、「大阪市の社会教育行政は「団体中心」であり、社会教育施設、とりわけ地域における社会教育施設が圧倒的に不足している」と総括し、当局に「大阪市の社会教育行政に対する要求」を申し入れました。その結果、社会教育行政に企画部門が設置され、「大阪市社会教育行政の指針」が策定されましたが、「地域社会教育施設の建設」などはその後も進展しませんでした。地域施設の建設が進まない結果、コミュニティ施策などの委託先として諸団体を寄せ集めた各種の「実行委員会」が組織され、新たな「団体依存」

が進行するなど、悪循環の状況も生まれていました。しかし、社会教育施設では、限られた体制、予算のなかで、それぞれの施設職員の懸命の努力でさまざまな先駆的・モデル的な社会教育事業が生み出されてきました。

一方、依然として地域社会教育施設や事業予算が増えない中で、一九八八年度の機構改革により、青少年や婦人などの社会教育団体の所管が市長部局に移管し対策が展開されるなど、教育支部が要求してきた、大阪市民にとって「社会教育」の土壌が広まるような行政施策が展望しにくい状況も発生していました。

(2) 「生涯学習大阪計画」の策定と教育支部の取組み

そうしたなかで、助役を議長、教育委員会の社会教育課を事務局とする生涯学習推進施策についての庁内の協議・連絡調整機関である「大阪市生涯学習推進会議」が一九八八年に設置されました。

局は、「生涯学習推進会議」で庁内の「生涯学習関連施策」や民間の動向を把握したうえで、「生涯学習推進体系」を検討したいとし、社会教育委員会議の意見具申を核として全庁的な「生涯学習大阪計画」を策定していくことが明らかにされたため、支部は一九九〇年三月に、局との政策協議の場として「生涯学習問題協議会」を設置させました。支部は「大阪計画」の構想編の策定の段階で、一九九一年七月「第五回教育支部自治研集会」を開催し、局に対し、①庁内・外で市民レベルでの「生涯学習」の

理念の共有化を図る体制、②職場からの参画を図る検討体制の整備、③従来の社会教育から疎外されてきた人びとへのサービス拡大など社会教育行政の拡充、④団体依存ではない団体や企業市民への学習保障のための、行政責任での推進体制・連携の追求、⑤多局の事業連携や総合的調整を果たせる推進会議事務局としての社会教育課の機能強化、⑥学校教育と社会教育の連携についての方針、⑦学習支援システムの具体的・計画的な建設構想、⑧教育振興公社の位置付けの解明、など構想編策定にあたっての留意点について指摘し継続的な協議を求めてきました。

これらのうち、「生涯学習推進会議」での各局との緊密な調整作業や社会教育部内の「企画調整会議」など一定の「職員参加」は果たせたものの、「市民参加」については社会教育委員会議の意見具申を核にするということ以上の成果は得られませんでしたが、社会教育課の機能強化についても、十分ではありませんが、毎年の要員交渉の中心課題として取り組んできました。

この「大阪計画」策定に至るまでに、局の「生涯学習関連施策」として、一九八九年に学校の余裕教室活用として「生涯学習ルーム」の開設及び管理運営の教育振興公社への委託が提案されました。さらに、一九九一年五月には、生涯学習情報誌『いちよう並木』の編集発行の委託、一九九二年四月には、「市立中央高校(単位制高校)

における生涯学習事業」の委託、と教育振興公社が教育委員会の生涯学習関連施策を担う状況が拡大してきました。支部としては提案のある度に「公社」の体制整備を求めて、「社会教育主事」の出向・プロパー職員の採用をさせるとともに、「公社」の財政基盤の確立などを求めてきました。

この間、局支部の「生涯学習ルーム問題小委員会」と「生涯学習問題協議会」、さらに支部内の検討委員会としての「自治研推進委員会」を随時開催して対応してきましたが、一九九一年一月には、「生涯学習問題協議会」を局支部の労使協議の場とし、そのもとに「生涯学習ルーム」「市民学習センター」「中央高校における生涯学習事業」の各部会を設置する形に改組してきました。また、一九九一年三月に局支部で「教育振興公社問題研究会」を設置して協議してきていますが、公社の位置付けについては、局の基本姿勢を引き出せないままの状態が続いています。

二、「生涯学習支援システム」拠点施設構想の

到達点と課題

こうした経過を経て一九九二年二月に策定された「大阪計画」では、生涯学習支援システムの拠点施設として、地域システムとして「生涯学習ルーム」が全小学校区に、ターミナルシステムとして「市民学習センター」が六つ

のターミナル学習圏ごとに、広域システムとして「総合生涯学習センター」が構想されています。つまり、教育支部が求めながら長らく建設されなかった社会教育施設を大阪市の「生涯学習」施策として、地域レベルまで整備していく方向が打ち出されました。

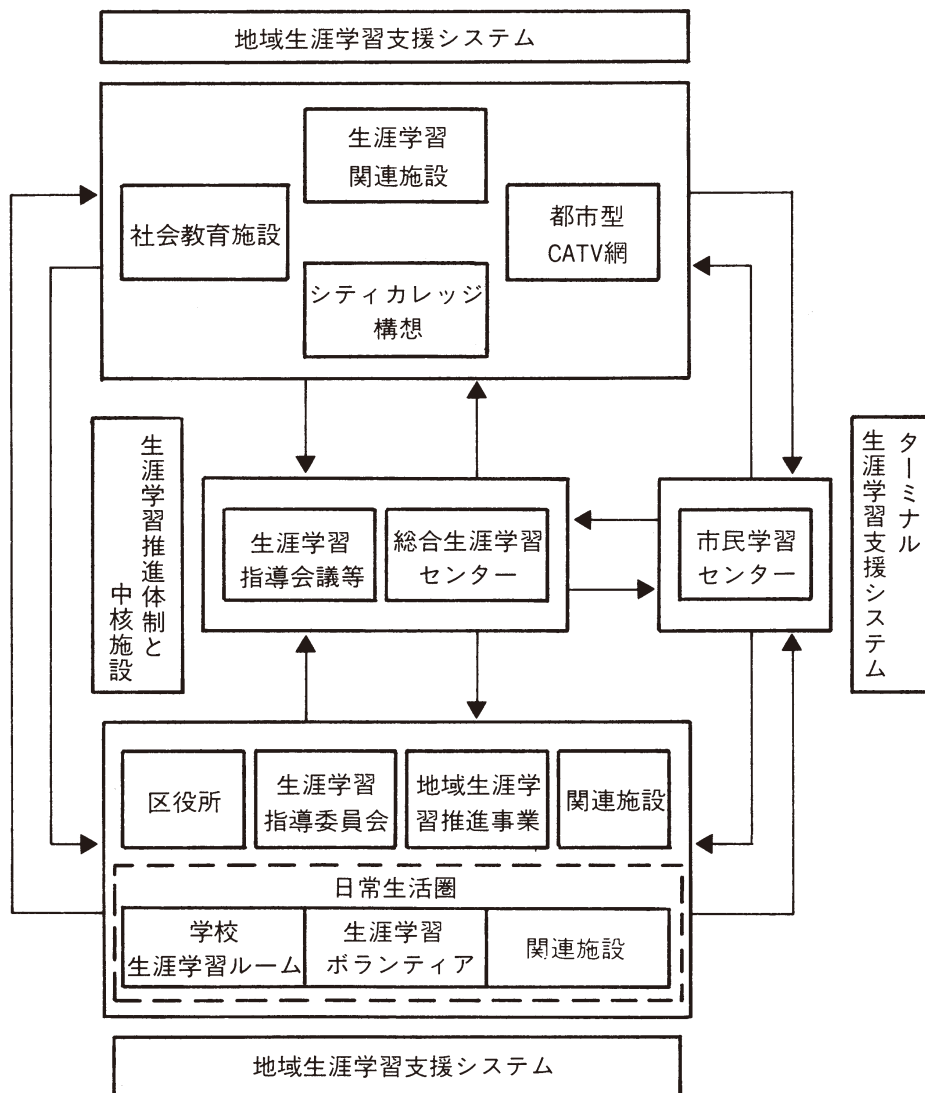
また、二〇〇五年を目標にした「大阪市総合計画」でもさまざまな施設構想が多局にわたる施策として盛り込まれていますし、その多くが「生涯学習関連施設」としても位置付けられうる施設となっています。

(1) 地域システムとしての「生涯学習ルーム」と地域生涯学習推進体制

「地域生涯学習支援システム」に位置付けられた「生涯学習ルーム」については、ハード面の整備は「開かれた学校づくり」としても、小学校の余裕教室二、三教室を改造したり、特別教室を活用し年々拡充されてきました。常駐者を置く展望はもっていません。他のソフト面として、地域の市民グループの学習活動を側面から援助したりコーディネートする「生涯学習推進委員養成事業（年六〇名）」が九二年度から、「地域生涯学習支援システム開発調査事業」が九二年度（二区）から実施に移されていますが、まだまだこれからという段階です。これからソフト面での体制整備にあたっての支部の問題意識をあげておきたいと思います。

① 「地域システム」独自のソフトが確立できるかどうか？

図●生涯学習支援システム概念図



「地域システム」は「ターミナル」や「広域」の指示・指導によって機能するのではなく、それぞれの地域独自のものを創造できるようなものでなければなりません。

② 「人」が特に大切かどうか？

「生涯学習推進委員」や生涯学習ルームの「運営委員」など、地域で「生涯学習」にかかわる人たちをどう育てていくか、その活動をどう支えていくかということにこそ生涯学習施策を担う行政の重要な責務があるはずで、またそのためにも、「生涯学習」施策を継続して担う行政職員（専門職員）の養成も合わせて考えていくべき課題です。

③地域における学校・区役所・区民センターのありかたは？

「地域の生涯学習」を考える時、「学校開放」については今後教職員組合などとの連携の必要を感じています。

また、区役所については、「高齢化社会対策」などの重点施策に関する新たな機構など、市政全般での位置付けが大きくなっており生涯学習にかかわる区役所機能の充実が求められます。また、生涯学習施設としての区民センターの機能が問われることになるでしょう。

(2)ターミナルシステムとしての「市民学習センター」

「市民学習センター」は、梅田というターミナルにある北市民供用ルームの一八年間の実績を拡充発展させた施設として構想され、今年五月、一館目として「弁天町市民学習センター」(再開発ビルの七階、一八〇〇平方メートル)がオープンしました。

局は今後、市内各ターミナルに計六館を開設することを明らかにしています。また、管理は社会教育課があた

り、運営は組合員が外向する教育振興公社に委託されることとなり「直営」と「運営委託」の両方のメリットを合わせもたせた「半直営」の形でスタートすることとなりました。支部としては、この「両方のメリット」が生かされているかどうかを検証しながら、今後少なくとも五館の開設にむけて取組みを進めなければなりません。

この「市民学習センター」は、「地域」と「広域」をつなぐものとして構想されていますが、「既存事業」を拡充していくとともに、「生涯学習施設」として従来の社会教育施設では実施できなかったような質の「新しい事業」を実施していくことが予定されています。支部の問題意識は次の各点です。

①区役所・区民センター・生涯学習ルームとの新たな関係づくりがどのように展開できるか？

「市民学習センター」は、「ターミナル学習圏」(二―五行政区)の施設・機関・団体等の活動に対して支援していくことを重要な機能としています。情報提供・相談活動やさまざまな形の活動支援もより積極的にするべきですが、「学習圏」の生涯学習活動にかかわる人たちのネットワークの中心になることがその最大の使命となるでしょう。

②「市民ネットワーク事業」や「有料事業」のありかたをどのように考えるか？

新たな事業のひとつとして、団体やグループが持ち込

む企画に会場や広報手段の提供をする、共催事業的な「市民ネットワーク事業」が予定されています。これについては、大学や著名な団体・企業といったところだけでなく、小さい市民団体・グループとの「共催」や複数の団体どうしが「共催」（ネットワーク）することを媒介する可能性なども検討されるべきです。

また、「有料事業」については、「市民ニーズ」の存在は当然としても、個人の資格取得につながる事業など、「教育事業としてふさわしい領域」や「受講者負担をどこまで求めるか？」についての基準をどのように考えて行くか、という観点から整理を図る必要があります。

③「既存事業」をふくめた、公共施設としての新たな事業展開

「市民学習センター」では、「成人大学講座」などの既存の市民供用ルームで主体的に実施してきた事業をきっちり受け継ぐべきです。またその一方で、人権啓発に関する事業、外国人に対する施策（日本語学級など）や障害者のための事業など、従来の社会教育施設で十分には実施されてこなかった、新たな社会的課題に対しての事業も展開する必要があります。

これらの事業は、今後少なくともあと五館の開設と「総合生涯学習センター」も想定し、施設網全体・教育事業全体の中のバランスが考慮され、展開されなければなりません。

(3) 広域システムとしての「総合生涯学習センター」

「総合生涯学習センター」（以下、「総合センター」）が担うべき機能としては、生涯学習にかかわつての「情報・研究・研修・学習（機会）・交流・連絡調整」などが想定され、「総合生涯学習施設構想」として、一九八八年度から検討されてきています。教育支部としては当初からこの施設構想の重要性に着目して、構想への職員参画の必要性を提起し、社会教育主事を中心とする「構想研究会」を社会教育部内に発足させてきました。

「構想研究会」は一二回にわたる検討会議をふまえ「総合生涯学習施設基本構想」を八九年三月にまとめました。その後、有職者による「総合生涯学習センター計画協力者会議」の審議経過も受けながら、九一年一二月から、新たに「事業計画並びに施設計画について」の検討を進め九二年五月に中間まとめをしています。そしていよいよ基本計画が策定されようとしています。

「大阪計画」では、「市民の生涯学習を総合的に支える中核施設」として構想される一方、二〇の部局で構成する「大阪市生涯学習推進会議」の推進体制の中心として位置付けられています。この両者の関係をどのように具体化するか、とりわけ「推進会議」の事務局である教育委員会事務局社会教育課と「総合センター」との機能分担をどのように位置付けるかが重要です。

また、市民学習センターや既存社会教育施設などとの

関係や、「大阪計画」で想定されている「シティカレッジ構想」や「都市型CATVを活用した事業」などの実施も大きな課題です。

以上見てきたように、「生涯学習支援システム」としての拠点施設構想は、いずれも整備途上にあります。最初に構想がスタートした「総合生涯学習センター」が足踏みしている間に「生涯学習大阪計画」が策定され、これから施設構想が生涯学習施策の中にシステムとして位置付けられたこととなります。わたしたちとしては、これに区役所や区民センター、社会教育施設をはじめとする「生涯学習関連施設」も含めた「施設ネットワーク」が、市民の教育・学習・文化活動に、さらには住みやすい「まちづくり」になくはならないものとなるよう、その内実を創造していく必要があると考えています。

三、社会教育施設の再構築（リストラ）

(1) 「大阪計画」を前提とした、既存施設の将来構想の必要

このような状況は、既存の社会教育施設をとりまく環境も大きく変えてきます。対象別社会教育施設としての「婦人会館」や「青年センター」「こども文化センター」だけでなく、「博物館施設」や「図書館」「体育館（スポーツセンター）」なども「生涯学習関連施設」としての側面を求められています。また、「総合生涯学習センター」

「市民学習センター」や他部局の多くの類似施設や地域施設をも含む、「施設ネットワーク」や「情報ネットワーク」をより意識した施設になることが求められます。生涯学習施策が実施に移されつつある中で、既存の社会教育施設の将来を構想することは社会教育施設の再構築（リストラ）を追求することにほかなりません。

(2) 機能拡充（リニューアル）の方向

社会教育施設の再構築（リストラ）の一側面として機能拡充があげられます。「大阪計画」では「運営の弾力化」と「ロビー機能の拡大」が掲げられています。施設設備のリニューアルや「情報提供」「施設ネットワーク」についても、「生涯学習関連施設」の基礎機能として考えていく必要があると思います。

これらは、「生涯学習関連施設」としての機能といっても、「社会教育施設」としても従来から求められ追求してきた機能であった、ということもできます。つまり、従来の予算や施設設備・職員体制では、求められているとわかっていてもできなかった機能だともいえます。行政的に認知されなかったり「非常識」だとされていた機能が、新しい機能を備えるべき「生涯学習」施設では施設の「常識」となっていくでしょう。そうすれば、そのような機能を備えていない既存施設は、相対的に「陳腐化」していくのではないだろうか？という危機感を抱かざるをえないのです。

おわりに

社会教育施設の配置が進まなかった大阪市においても、「生涯学習大阪計画」策定の機運の中で、全市レベルから地域レベルに至るまでの「生涯学習関連施設」が開設されつつあります。まさにチャンス到来というところですが、同時に、そのような状況に応じた施設運営や事業実施を模索していかねばなりません。わたしたちは今後市民サービス拡充の観点から職場自治研活動を継続するとともに、「大阪計画」策定の段階で十分果たせなかった「市民参加」の課題についても、今後取り組む必要を感じているところです。当面今秋には、「教育支部第六回自治研集会」を開催する予定です。「大阪計画」策定後の具体施策の進捗状況を点検し、わたしたちにとっての「生涯学習」の具体化のために息の長い取組みにしたいと考えています。